

一般社団法人ボディリラクゼーション従事者安全・安心機構 会費規則

(総則)

第 1 条 この規則は、会員規程第4条の定めに基づき、入会金及び会費を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、会員とは会員規程第2条に掲げるものをいう。

(入会金)

第 3 条 会員は、その種類に応じて、別表に定められた入会金を、入会時に支払うものとする。

(会費算定における年度)

第 4 条 会費算定における年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(正会員の会費)

第 5 条 正会員は、別表に定められた会費を、1年分一括して先払いで支払うものとする。

2 前項に定める正会員の会費は、毎年8月31日までに納付しなければならない。

3 正会員は、毎年8月1日を基準日として、会費算定の基礎となる店舗数及び従業員数につき、理事長宛てに報告しなければならない。

4 前項に定める報告期限は、毎年8月5日とする。

(加盟会員の会費)

第 6 条 加盟会員は、別表に定められた会費を、1年分一括して先払いで支払うものとする。

2 前項に定める加盟会員の会費は、毎年8月31日までに納付しなければならない。

(登録会員の会費)

第 7 条 登録会員は、別表に定められた会費を、1年分一括して先払いで支払うものとする。

2 前項に定める登録会員の会費は、毎年8月31日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、登録会員の会費については、会費等納入に関する細則を定めて、徴収事務の運営することができる。

(賛助会員の会費)

第 8 条 賛助会員は、別表に定められた会費を、1年分一括して先払いで支払うものとする。

2 前項に定める賛助会員の会費は、毎年8月31日までに納付しなければならない。

(年度の中途において入会したときの特例)

第 9 条 年度の中途において入会した会員は、当該年度の会費については、会員として所属した月数に応じて、月数按分した金額を負担する。

2 年度の中途に入会する正会員申請者は、入会申請日を基準日として、会費算定の基礎となる店舗数及び従業員数につき、理事長宛てに報告しなければならない。

(会費の滞納)

第 10 条 会費納入期限経過後、会費を督促したにもかかわらず、更に督促支払い期限を経過しても会費を支払わず、更に理事会の決議により滞納と認定された場合を会費の滞納という。

(入会金及び会費の改訂)

第 11 条 入会金及び会費の額の改訂については、理事会の決議を経なければならない。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拋出金品は、これを返還しない。

(規則の変更)

第 13 条 この規則は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

1. この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から適用する。